

高齢者を犯罪から守る

～防犯指針のポイント～



防犯指針とは、「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の規定に基づき、県民や事業者等に対し安全確保のための方策や取組等を示すものです。

(※義務を負わせたり、規制を課す性質のものではなく、自発的な取組を促すことを目的としています。)

高齢者のみなさんが安全安心で充実した生活を送るためには、犯罪被害に遭わないことが大切です。

高齢者が狙われやすい特殊詐欺、悪質商法、その他の犯罪など…日ごろの心がけで被害を防止することができます。

このリーフレットでは、「高齢者の安全確保」について説明しています

特殊詐欺

特殊詐欺とは、不特定多数の者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、現金をだまし取る犯罪です。

特殊詐欺の手口紹介

手口を知り、被害を防ぎましょう。
主な手口は・・・

！ オレオレ詐欺

親族・警察官等を装い、親族が
起こした事件・事故に対する示
談金等を名目に金銭等をだまし
取る手口



！ 預貯金詐欺

親族・警察官等を装い、「あなた
の口座が犯罪に利用されてお
り、キャッシュカードの交換手
続きが必要である」などの名目
で、キャッシュカード、クレジット
カード等をだまし取る手口



！ 還付金詐欺

役所の職員等を装い、税金還付
等に必要の手続きを装って被害
者にATMを操作させ、犯人の口
座に送金させる手口



！ 他にも犯人は次々と新手の手口でだまそうとします。防犯講習会への参加や警察、自治体等が発信する情報により、最新の手口や被害状況について、関心を持ちましょう！

こちらから特殊詐欺情報がチェックできます

広島県警ホームページ
「特殊詐欺対策」



広島県警
メールマガジン会員登録
携帯電話で右記の
二次元コードを読み取り、
空メールを送信してください。



広島県警察
安全安心アプリ
「オトモポリス」



広島県警 特殊詐欺

検索

広島県警 メールマガジン

検索

広島県警 オトモポリス

検索

「私は大丈夫」と思わないで！被害にあわないためのポイント

⚠️ 「お金のなし」は詐欺！

「お金のなし」が出たら詐欺を疑いましょう。少しでも不安な時は、すぐに家族や警察等に相談してください。



⚠️ 突然の金銭の要求に要注意！

パソコンやスマートフォン等の使用時に突然金銭を要求された場合は、詐欺を疑いましょう。郵便物や電子メール等を受けた時も同様です。

⚠️ 家族等とのコミュニケーションを大切に。

犯人は、電話で家族になりすまし、金銭を要求することがあります。本人と確認するための「合い言葉」を決めておくなど、日ごろから遠隔地に住む家族等と連絡を取り合い、コミュニケーションをとっておきましょう。



⚠️ 自宅の電話対策！

犯人は電話でだましてくることがほとんどです。まずは、犯人と話をしないことが一番の防止策です。防犯機能付き電話の設置や在宅時も留守番電話にしておくことが有効です。



防犯機能付き電話ってなに??

- 着信時に電話の相手方に警告音声を発します。
- 通話中に自動的に通話内容を録音します。
- 迷惑電話番号データベースに登録された情報により、迷惑電話番号からの電話を自動判断して着信を拒否またはランプ等で警告します。

⚠️ ATM対策

- 携帯電話を使用しながらのATM操作は行わないようにしてください。犯人は、通話をしながら、ATMを操作させ、現金を振り込ませようとしています。
- ATMの利用限度額の見直しをしましょう。利用限度額を下げしておくことで、万が一の場合も高額被害を防げます。

高齢者のみなさん、警察では事業者やボランティアの方に見守り活動や特殊詐欺被害防止の声かけをお願いしています。御協力をお願いします。

特殊詐欺被害者に接する機会のある事業者の方へ

- 金融機関やコンビニエンスストア、宅配業者などの特殊詐欺被害者に接する機会のある事業者の方は、高額の前貯金の引出し、多額の電子マネー購入など、特殊詐欺が疑われる時は、積極的に声かけを行い、確認してください。被害が疑われる場合には、すぐに警察に通報し、警察が到着するまで、前貯金の払出しや電子マネー購入等の中止を説得してください。
- ATMを管理する事業者は、携帯電話で通話をしながらATMを操作している顧客を認めた場合は、積極的に声かけをしてください。



悪質商法

悪質商法とは、一般消費者を対象に、組織的、反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

主な手口と対処法

⚠️ 点検商法

手口

「無料で点検に来た」などと言って来訪し、「工事をしないと危険」などと不安をあおって高額な工事やサービスを契約させる。

対処法

- ①業者の説明を鵜呑みにせず、複数の業者から見積もりを取り、比較・検討する。
- ②点検やリフォームは、信頼のおける業者に頼む。
- ③契約は、周りの人とよく相談し、一人ではしない。
- ④不要な場合はきっぱりと断る。



⚠️ 訪問購入

手口

突然、自宅を訪れた知らない業者や、電話で「不要品を買い取ります」などと連絡してきた業者に、金製品や指輪、ネックレスはないかと言われ、探して見せたところ十分な説明もなく、強引に安価で買い取られる。

対処法

- ①事前の連絡なく突然訪問してきた業者や訪問時に訪問目的を告げない業者は、家に入れない。
- ②品物の引渡しは慎重に行う。
- ③長時間居座られたり、脅迫され怖い思いをしたときは、110番通報をする。



⚠️ 送りつけ商法

手口

注文していない商品を勝手に送りつけ、その人が断らなければ購入したものとみなし、代金を一方的に請求する。

対処法

- ①申込みや注文をしていなければきっぱり断る。
- ②一方的に商品が送られてきても受け取らない。



きっぱり断り、被害を防止！ 被害にあわないためのポイント

⚠ 情報を集めましょう！

警察や消費生活センター等から発信される最新の手口や被害状況をチェックしましょう。



⚠ きっぱり断りましょう！

「必ず儲かる、無料」等のうまい話を持ちかけてきます。曖昧な返答をすることなく、きっぱりと断りましょう。

⚠ 警察や相談機関へ相談！

少しでも不安や不審を感じれば、一人で判断せず、すぐに家族や友人、警察、消費生活センター等に相談しましょう。(裏表紙参照)



⚠ クーリング・オフ制度って??

消費者がいったん契約の申込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。

クーリング・オフができる取引と期間

8日間

- 訪問販売
- 電話勧誘販売
- 特定継続的役務提供(エステティック、語学教室等)
- 訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの) 等

20日間

- 連鎖販売取引(マルチ商法、ネットワークサービス等)
- 業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等) 等



クーリング・オフが分からない場合は、消費生活センター等の相談機関へ相談しましょう。

⚠ 自宅の電話機を防犯機能付き電話にすることも有効です。

高齢者のご家族のみなさん、日頃から高齢者に目を向け、消費者トラブルや犯罪被害から守りましょう。



侵入犯罪

ちょっとした意識づけで空き巣は防げます！

⚠️ 短時間でも戸締まりを！

自宅を離れるときは、短時間でも必ず戸締まりをしましょう。
在宅時にも玄関や窓に鍵をかける習慣が大事です。

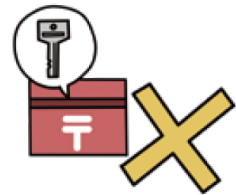


⚠️ 長期不在の場合

郵便物や新聞などの配達を止め、不在であることを悟られないようにしましょう。
また、信頼できる隣家等に長期不在を伝え、異常時における警察への通報を依頼しましょう。

⚠️ 鍵の保管

外出時は必ず自宅の鍵を持ち歩きましょう。
郵便受けなど屋外には絶対に鍵を置いてはいけません。



街頭犯罪

誰もが狙われる自転車盗やひったくり等に注意！

⚠️ 乗り物盗(自転車・オートバイ等)の被害防止

短時間でも必ず施錠をし、併せて防犯性の高い補助錠で二重ロックを
しましょう。防犯登録も忘れずに。

※防犯登録は、自転車を購入したお店や警察署等にご相談ください。



⚠️ 車上狙いの被害防止

車内に貴重品等を置いたままにしないでください。短時間でも車両から
離れる場合は、窓を完全に閉め、ドアロックを確実にいきましょう。



⚠️ ひったくりの被害防止

歩行するときはバッグ等をたすき掛け又は車道の反対側に
持ちましょう。自転車に乗車するときはカゴにひったくり
防止カバーを装着することが有効です。



⚠️ 器物損壊の被害防止

住宅や駐車場に防犯カメラを設置したり、照明や人の動きを察知して
点灯するセンサーライトにより敷地内を明るくすることが効果的です。



高齢者虐待

我慢せず、すぐに相談してください。

高齢者虐待の内容

高齢者虐待とは、養護者又は養介護施設従事者等からの虐待です。

⚠ 身体的虐待

たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる、ベッドに縛りつける、手足を縛る、薬を過剰に飲ませる 等

⚠ 心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いする、話しかけても無視する、聞こえないふりをする 等

⚠ 性的虐待

わいせつな行為を強要する、排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する 等

⚠ 経済的虐待

日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない、本人の年金や財産を無断で使用したり処分する 等

⚠ 介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

水分・食事を充分与えず、脱水状態や栄養失調の状態にする、劣悪な住環境で生活させる 等

高齢者虐待の発見と速やかな通報を！

虐待は家庭や施設など、閉ざされた環境で発生するため表面化しにくく、多くの場合、エスカレートする傾向があります。地域における気づきや見守りが重要です。高齢者虐待を発見した際は、警察・市町への速やかな通報をお願いします。

⚠ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

★第7条第1項、第21条第2項

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないと定められています。

★第7条第2項、第21条第3項

上記以外の場合においても高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかにこれを市町村に通報するよう努めなければならないと定められています。

虐待を受けている高齢者の方へ

一人で悩まず、警察や市町に相談してください。



相談窓口

広島県警察

- ▶ 警察安全相談電話(犯罪・防犯など、警察で対応できる問題についての相談)

☎(082)228-9110 携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#9110

- ▶ 悪質商法相談電話

☎(082)221-4194

相談受付時間:24時間対応

(月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分以外の時間 及び

祝休日、12月29日～1月3日は、担当者以外が対応する場合があります。)

広島県内消費生活相談窓口

- ▶ 消費者ホットライン188 (全国共通ダイヤル)

(契約や悪質商法におけるトラブルなどの身近な消費生活相談窓口を案内)

公益社団法人広島被害者支援センター

- ▶ ☎(082)544-1110

相談受付時間:月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

(祝日、8月13日～8月16日、12月28日～1月4日を除く。)

一人で悩まず、
やり場のない
不安や苦しみを
相談してください。



防犯指針

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例



防犯指針は、他にも「子ども、女性、その他要配慮者の安全に関すること」、「インターネットに関すること」、「道路、公園、駐車場及び駐輪場に関すること」、「住宅に関すること」について指針を定めています。

広島県警ホームページに掲載していますので、ご覧ください。



広島県警察本部生活安全部 生活安全総務課
広島市中区基町9番42号 ☎082-228-0110

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bouhanshishin/>



広島県警 防犯指針 検索